

社会の意識向上の面の課題への取組状況

SAFE TABLE STATEMENT ～国産チキンの安全・健やか宣言～の 諸規定・ガイドラインについて

一般社団法人日本食鳥協会



国産チキンの安全・健やか宣言

**SAFE TABLE
STATEMENT**

『国産チキンの安全・健やか宣言』プロジェクトの全体像

衛生管理の取組状況の可視化 衛生管理水準の向上

【生産者等に期待されるメリット】

- ・従業員のモチベーションの向上
- ・衛生水準の向上に伴う生産性の向上
- ・自社の社会的評価の向上に伴う企業間取引の誘因
- ・消費者の信頼のさらなる確保

小売・外食事業者等

あんすこ宣言
応援中

Super Market

居酒屋

鶏肉の生産・加工段階の
取組への関心の向上

応援

消費者等の認知度・
食の安全意識の向上

あんすこ宣言の申請・
フォローアップ

閲覧

あんすこ
宣言

あんすこ宣言ガイ
ドラインの提示

改訂衛生管理ハンドブック、
HACCPに沿った衛生管理の
ための手引書等の提示

SNSや動画サイト等
を活用した発信、
シンポジウムの開催

消費者

ポータルサイトへの掲載

運用主体

<日本食鳥協会>

優秀な取組の表彰

関係者の認識の共有による
社会全体の意識向上

農林水産省
厚生労働省

生産者の意欲の向上

『国産チキンの安全・健やか宣言』ポータルサイト



SAFE TABLE STATEMENT とは お問い合わせ



今よりもっと美味しく、
これからもずっと安全に。//

SAFE TABLE STATEMENT
にイネ!

♡ 898

♥ ABOUT STS

SAFE TABLE STATEMENTとは

～国産チキンの安全・健やか宣言～

美味しい国産チキンを全国のみなさんに安定してお届けするために、生産者がこっそりコツコツ行っている衛生管理の取り組みを知っていただく活動です。

SAFE TABLE STATEMENT とは

SAFE TABLE STATEMENTのイネ! 数

904 個



SAFE TABLE STATEMENT
にイネ!



▲アクセスはこちらから

<https://safe-table-statement.jp/>

『国産チキンの安全・健やか宣言』の諸規定

諸規定	内容
プロジェクト規約	【SAFE TABLE STATEMENTプロジェクト規約】 プロジェクトの目的、実施内容や事務局の役割などを定義。
募集要領	【宣言メンバー募集要領】 募集対象、参加要件、宣言の作成、参加申請及び登録、フォローアップ、情報発信、注意事項 【応援サポーター募集要領】 募集対象、参加要件、活動内容、参加申請及び登録、注意事項
ガイドライン	宣言メンバーが宣言を作る上で参照するもの。 プロジェクトの全体像、申請のための流れ、宣言のフォーマットや取組項目の詳細を記載。 記載してはいけない具体的な内容等についても規定。

『国産チキンの安全・健やか宣言』宣言メンバー募集要領

募集対象

- ✓ 肉用鶏の生産を業とし、適切な農場衛生管理に取り組んでいる生産農場・農業法人
- ✓ 肉用鶏の生産を業とする複数の生産者が組織した団体
- ✓ 食鳥処理場
- ✓ 肉用鶏の飼育から加工・販売までを一貫生産しているインテグレーター

参加要件

- ✓ 「国産チキンの安全・健やか宣言プロジェクト規約」に同意すること
- ✓ 「国産チキンの安全・健やか宣言ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に従い、衛生管理の取組を実施していること
- ✓ 宣言を作成することを通じて、鶏肉の生産段階全体の衛生管理水準の高度化に貢献する意志があること
- ✓ 一定期間ごと（1年程度を想定）に宣言内容のフォローアップに取り組めること
- ✓ 送受信可能なメールアドレス及び連絡のとりやすい電話番号を有し、事務局と円滑な意思疎通が行えること

『国産チキンの安全・健やか宣言』宣言メンバー募集要領

任意要件

- ✓ 事務局が運用するメディアプラットフォーム（note）を通じた優良事例紹介に協力
- ✓ ポータルサイト、note、SNS等を活用して積極的かつ効果的な情報発信
- ✓ SNS投稿や製品販売等へのプロジェクトロゴマークの活用
- ✓ アンケート調査への協力、など

注意事項

- ✓ 以下に該当する行為を行った場合、プロジェクトメンバーから除外
 - ・「国産チキンの安全・健やか宣言プロジェクト規約」に反する行為
 - ・法令、公序良俗に反する、又は反するおそれがある行為
 - ・本プロジェクトの他の参加者、事務局又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
 - ・本プロジェクトを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する行為
 - ・その他、事務局が、プロジェクトの趣旨に照らして不適切と判断した行為

『国産チキンの安全・健やか宣言』 応援サポーター募集要領

募集対象

- ✓ 鶏肉料理を提供している飲食店
(調理済み冷凍食品を解凍して提供しているのみの店舗は対象外)
- ✓ 肉用鶏または鶏肉を業務として取り扱っている、または関わっている企業・団体
- ✓ 肉用鶏の研究に取り組んでいる学術団体
- ✓ 食中毒問題への関心を持っている消費者団体

参加要件

以下を全て満たすこと。

応援対象は、「本プロジェクト全体」でも「国産チキンの安全・健やか宣言を行った特定の生産者/食鳥処理事業者」のいずれでも良い。

- ✓ 「国産チキンの安全・健やか宣言プロジェクト規約」に同意すること
- ✓ 鶏肉を美味しく食べるためには十分な加熱が重要であると十分に理解していること
- ✓ 政治団体、宗教法人及び反社会的勢力ではないこと
- ✓ 送受信可能なメールアドレス及び連絡のとりやすい電話番号を有し、事務局と円滑な意思疎通が行えること

『国産チキンの安全・健やか宣言』 応援サポーター募集要領

任意要件

- ✓ 優先取引：宣言メンバーの製品を優先的に取引すること。また、取引先が宣言を行った場合、それを評価し、付加価値として認定すること。
- ✓ SNSでの情報発信：応援サポーターとしての参加についての自社SNS等での発信の他、カンピロバクターを含む食中毒菌対策の積極的な情報発信や生食の注意喚起等の発信
- ✓ 取組活動紹介の記事投稿：noteを利用している場合、ハッシュタグ（例：#STS等）を活用した、自社での衛生管理や食中毒対策等に関する記事の投稿
- ✓ プロジェクトロゴマークの掲示：店頭でのポップやポスター等の掲示物へのプロジェクトのロゴマークの活用
- ✓ 消費者への啓発活動：店頭等での消費者向けの啓発ポスターの掲示への協力 等

注意事項

宣言メンバー募集要領と同様

プロジェクトロゴマーク
応援サポーター（飲食店）向け



プロジェクトロゴマーク
応援サポーター（飲食店以外）向け



『国産チキンの安全・健やか宣言』ガイドラインについて

ガイドラインの構成

目次	内容
1 はじめに	プロジェクト立ち上げの背景、プロジェクト概要、宣言のねらい、参加するメリット
2 衛生管理の取組	肉用鶏生産農場/食鳥処理場での取組項目
3 登録の流れ	宣言の掲載イメージ、ガイドラインの対象、宣言のパターン、登録の手順
4 宣言の作成	宣言の基本構成、衛生管理の取組、「こだわりの取組」、「こだわりの取組」で避けるべき表現
5 フォローアップについて	フォローアップとは、フォローアップ内容の登録手順
6 宣言作成時の注意点	記入例と注意点、宣言内容を変更したい時、宣言を取り下げたい時
7 参考情報	
【別添】チェックシート	
【別添】各宣言パターン別の記載例	

『国産チキンの安全・健やか宣言』の基本構成

【宣言の基本構成】

○年 ○月 ○日
国産チキンの安全・健やか宣言
生産者・経営体名
経営理念
衛生管理の取組
こだわりの取組

生産者等が畜産物など食材・商品を生産・加工・流通する上で、食品安全・消費者の信頼確保の観点から、最も大切にしている考えや信念を記載

科学的根拠に基づいた衛生管理の向上を図る事項として必ず記載

※ 衛生管理のプロセスや手段などの技術的な内容がわかるよう、具体的に記載

こだわりの衛生管理（例えば、最新の機器の活用など高度な技術による管理、手間や時間をかけた管理）や、消費者の信頼確保の取組（トレーサビリティの確立など）について、具体的に記載

生産農場の衛生管理の取組項目

- 農林水産省の「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック（第3版）」にある11の管理項目を、**宣言できる衛生管理の取組（大項目）**として整理
- 各大項目において、**衛生管理のポイント**を中項目、中項目に関する**具体的な取組内容の例**を小項目とし、小項目には取組の優先度（◎、○、●）を提示。

（1）導入するひなの清浄性の確保

（2）水の清浄性の確保

（3）飼料の清浄性の確保

（4）敷料の清浄性の確保

（5）鶏舎環境・施設整備による
病原性微生物の侵入・まん延防止

（6）作業者の飼養衛生管理の徹底

（7）媒介昆虫・野生動物対策

（8）出荷時の衛生対策

（9）オールアウト後の鶏舎の洗浄・消毒による清浄性の確保

（10）堆肥舎の管理

（11）微生物モニタリング

例：

【大項目】（2）水の清浄性の確保の場合

【中項目】✓ 給与水の清浄性の確保

【小項目】◎ 雨水や汚水が飲用水に混じらないよう、配水ラインの分離管理を徹底すること。

【小項目】○ 定期的な遊離残留塩素濃度の測定結果を記録し、保管する。

あんすこ宣言の作成①

- ガイドライン別添のチェックリストを用いて（１）～（11）までの全ての大項目に含まれる小項目の取組を自己点検
- 大項目（２）、（６）及び（９）の小項目「◎」の取組に全て☑がついていれば、あんすこ宣言することができる



（チェックリスト抜粋）

（２）水の清浄性の確保

✓ 清浄な水源の確保		☑
飲用水として水道水を使用する。	◎	
水道水以外の水を使用する場合は、消毒(浄化)装置を備え、塩素等を用いた適切な消毒を行う。	◎	
水道水以外の水を使用する場合は、定期的に一般的な水質検査(色、におい、一般細菌数など)を行い、飲用水として適していることを確認した水を使用する。	◎	
水質検査結果や消毒記録を保存する。	○	
✓ 給与水の清浄性の確保		☑
飲水消毒の効果を評価するため、飲用水の配管末端における遊離残留塩素濃度の管理基準を設定し、定期的な塩素濃度測定により、管理基準の達成状況を確認する。	◎	
雨水や汚水が飲用水に混じらないよう、配水ラインの分離管理を徹底する。	◎	
定期的な遊離残留塩素濃度の測定結果を記録し、保管する。	○	
水質検査結果や消毒記録、水質検査結果に応じた改善策を公表し、実行する。	●	
✓ 給水設備の清浄性の確保		☑
【貯水槽の管理】		
貯水槽の定期的な清掃を実施する。	◎	
野生動物や昆虫、またそれらの糞便による病原性微生物の侵入を防ぐため、貯水槽の蓋を設置し、日常の点検を行う。	◎	
貯水槽の定期的な清掃記録、日常の点検記録を保管する。	○	
【給水パイプの管理】		
オールアウト期間中に、鶏舎の給水パイプと貯水槽の水を完全に抜き、給水パイプの洗浄・漬け置き消毒を行う。	◎	
生菌剤や栄養剤などを飲水に添加する器機があれば、給水パイプと同様に、洗浄・漬け置き消毒を行う。	◎	
給水パイプ内のバイオフィルムを除去するため、適切な消毒薬等(塩素やクエン酸等)を用いて、十分な消毒を行う。	○	

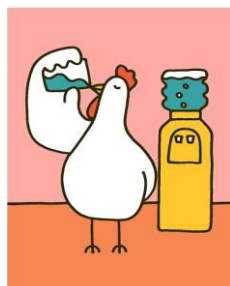
自
己
点
検



あんすこ宣言の作成②

- あんすこ宣言できる大項目は、「◎」に分類された小項目の全てに☑がついている大項目
- 宣言できる大項目から、宣言する大項目を少なくともひとつ以上選択
- 宣言する大項目のうち、「◎」に分類された小項目について、各中項目から1つ以上の「◎」に関し、取組の内容を詳細に記載して宣言とする。「◎」に分類された小項目がない中項目は宣言不要

✓ 清浄な水源の確保			☑
飲用水として水道水を使用する。	◎		
水道水以外の水を使用する場合は、消毒(浄化)装置を備え、塩素等を用いた適切な消毒を行う。	◎		
『清浄な水源の確保』から、浄化装置による消毒について選択	◎		
水道水以外の水を使用する場合は、定期的に一般的な水質検査(色、におい、一般細菌数など)を行い、飲用水として確認した水を使用する。	○		
消毒記録を保存する。	○		
✓ 給与水の清浄性の確保			☑
飲水消毒の効果を評価するため、飲用水の配管末端における遊離残留塩素濃度の管理基準を設定し、定期的な塩素濃度測定により、管理基準の達成状況を確認する。	◎		
『給与水の清浄性の確保』から塩素濃度測定について選択	◎		
雨水や汚水が飲用水に混じらないよう、配水ラインの分離管理を徹底する。	◎		
遊離塩素濃度の測定結果を記録し、保管する。	○		
消毒記録、水質検査結果に応じた改善策を公表し、実行する。	●		
✓ 給水設備の清浄性の確保			☑
【貯水槽の管理】			
貯水槽の定期的な清掃を実施する。	◎		
野生動物や昆虫、またそれらの糞便による病原性微生物の侵入を防ぐため、貯水槽の蓋を設置し、日常の点検を行う。	◎		
貯水槽の定期的な清掃記録、日常の点検記録を保管する。	○		
【給水パイプの管理】			
オールアウト期間中に、鶏舎の給水パイプと貯水槽の水を完全に抜き、給水パイプの洗浄、漬け置き消毒を行う。	◎		
生菌剤や栄養剤などを飲水に添加する器機があれば、給水パイプと同様に、洗浄・漬け置き消毒を行う。	◎		
給水パイプ内のバイオフィルムを除去するため、適切な消毒薬等(塩素やクエン酸等)を用いて、十分な消毒を行う。	○		
オールアウト期間中の給水パイプの洗浄について選択	○		
消毒記録を保管する。	○		
洗浄・消毒後の効果を確認するため、入雛前にパイプ内の拭き取り検査等による細菌モニタリング検査を行う。	●		



生産農場の衛生管理の取組項目（例） ～ (2) 水の清浄性の確保 の場合 ～

▶ 宣言の作成の参考として、「肉用鶏の衛生管理に関する事例集」を公表・配布（令和7年5月）。

【具体的な記載例】

※別途写真が入るイメージ

☑ 清浄な水源の確保

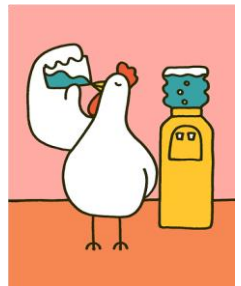
鶏の飲用水は、〇〇川から引いた井水を使用。流量比例制御機能付塩素注入器（〇〇社製）を使用し、自動で定期的な塩素消毒を実施している。水質も定期検査により確認。

☑ 給与水の清浄性の確保

鶏が口にするドリンカー末端の給与水の遊離残留塩素濃度を、自社基準として「1 ppm以上」に設定。自社基準の達成状況の確認のため、毎朝、デジタル測定器を用いてドリンカー末端の遊離残留塩素濃度検査を実施し、衛生管理表に結果を記録。

☑ 給水設備（貯水槽、給水パイプ、ドリンカー）の清浄性の確保

オールアウト後には、給水パイプと貯水タンクの水を完全に抜いた上で、〇〇消毒液を用いて給水パイプの洗浄消毒を実施。消毒後は〇時間乾燥させた後、消毒効果確認のため、パイプ内を拭き取り、一般細菌数の検査を実施。



食鳥処理場の取組項目

HACCPに沿った衛生管理の実施を前提とした、さらなる取組として、以下の3項目に整理。

✓ 生産者と連携した衛生管理の取組

- ・ 国産チキンの安全・健やか宣言を実施している生産農場と連携して、食鳥処理場の衛生水準の向上に取り組んでいること。

✓ 衛生管理水準をより一層向上させる取組

- ・ カンピロバクターなど食中毒菌の低減を目的として取り組む項目について、取組方針やその取組結果を公表すること。

✓ 製造後の鶏肉製品の衛生的な取扱いを推進する取組

- ・ 自社が製造した製品について、流通・調理・消費段階において衛生的に取扱われるための取組を講じること。

食鳥処理場の取組項目（各項目の例）

✓ 生産者と連携した衛生管理の取組

- ・ あんすこ宣言を実施している農場において、出荷鶏群のカンピロバクターの保有状況を簡易検査キット等で把握し、陰性鶏群について優先的な処理を行い、交差汚染の防止を図る。
- ・ 食鳥処理結果を生産者及び農場管理獣医師に還元するなど、生産農場の衛生管理の向上のための積極的なフォローアップを行う。 など

✓ 衛生管理水準をより一層向上させる取組

- ・ 外部認証（ISO、SQF、FSCCなど）を取得している。
- ・ 認定小規模食鳥処理場において、HACCPに基づく衛生管理を実施している。
- ・ 生鳥の受入段階や、最終製品などについて、カンピロバクターに係る自主基準を設定してモニタリングを実施している。モニタリングの結果、基準値の超過が認められた場合には改善策を講じている。 など

✓ 製造後の鶏肉製品の衛生的な取扱いを推進する取組

- ・ 自社が製造した製品の取扱い（品質管理、加熱時の温度管理等）について、取引先との契約等で取り決めている。
- ・ 自社が製造した製品が『加熱・加工用』である旨の情報が、仲卸事業者・小売事業者・外食産業事業者まで伝わっていることを確認している。
- ・ 十分な加熱が必要なことが容易に伝わるよう、容器包装に炎のピクトグラムを表示している等の工夫を講じている。 など

「こだわりの取組」による優良誤認防止について

自社として力を入れて取組んでいる「衛生管理に関する取組」及び「消費者の信頼確保を目的とした取組」について、消費者に伝えたい、自社のこだわりや想いを記載。

【記載例】

○ 最新の機材を活用した衛生管理の取組

- ✓ 最新の鶏舎環境整備システムを導入し、鶏舎内の空気の清浄化、温湿度管理を徹底し、疾病発生防止に努めています。

○ 水質へのこだわりの取組

- ✓ 日本三大清流の一つ、長良川を源流とした、私たち人間の飲用水と同じ衛生水準をクリアした水を給与して、ひなから大切に育てています。

○ トレーサビリティの確保の取組

- ✓ ひなから鶏肉製品になるまで、徹底した衛生管理を行った上で、消費者のみなさまに安心して召し上がっていただけているよう、自社商品の追跡調査ができるトレーサビリティシステムを確立しています。



消費者に誤解を与えることを避けるため、記載する表現については、食品表示法、景品表示法、食肉公正競争規約及び同施行規則を遵守した表現とするよう、ガイドラインに明記。避けるべき表現の例も掲載。

「衛生管理の取組」及び「こだわりの取組」の有識者への確認について

「衛生管理の取組」については、科学的根拠に基づいて行われている、生産者や食鳥処理事業者による創意工夫による衛生管理の取組も取り入れることが重要。

そのため、別添チェックシートに示す取組内容に即していない場合であっても、実施している取組に科学的に妥当性があり、同等の衛生水準の向上の効果が期待されると考えられる取組については宣言に含められるようにしたい。



取組について科学的妥当性を確認する必要がある場合に、
取組内容について**事務局から有識者に意見照会を実施**

同様に、「こだわりの取組」についても、衛生管理に関して
優良誤認が生じることが懸念されるような取組については、
有識者への意見照会を実施

宣言パターンについて

個別申請

1 生産者・食鳥処理事業者が個々に宣言を申請

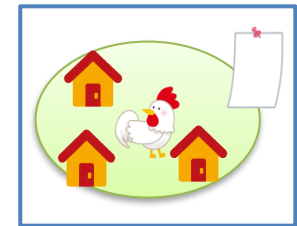
(例) 地域の処理場に出荷する生産者が申請。



共同申請

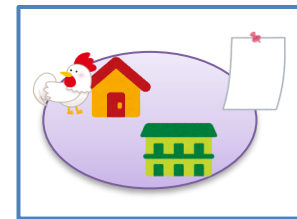
2 複数の生産者が共同してひとつの宣言を申請

(例) 生産者組合が、共同した取組を実践するものとして申請。



3 生産者と食鳥処理事業者が共同してひとつの宣言を申請

(例) 生産から処理までを一貫した生産者が申請。

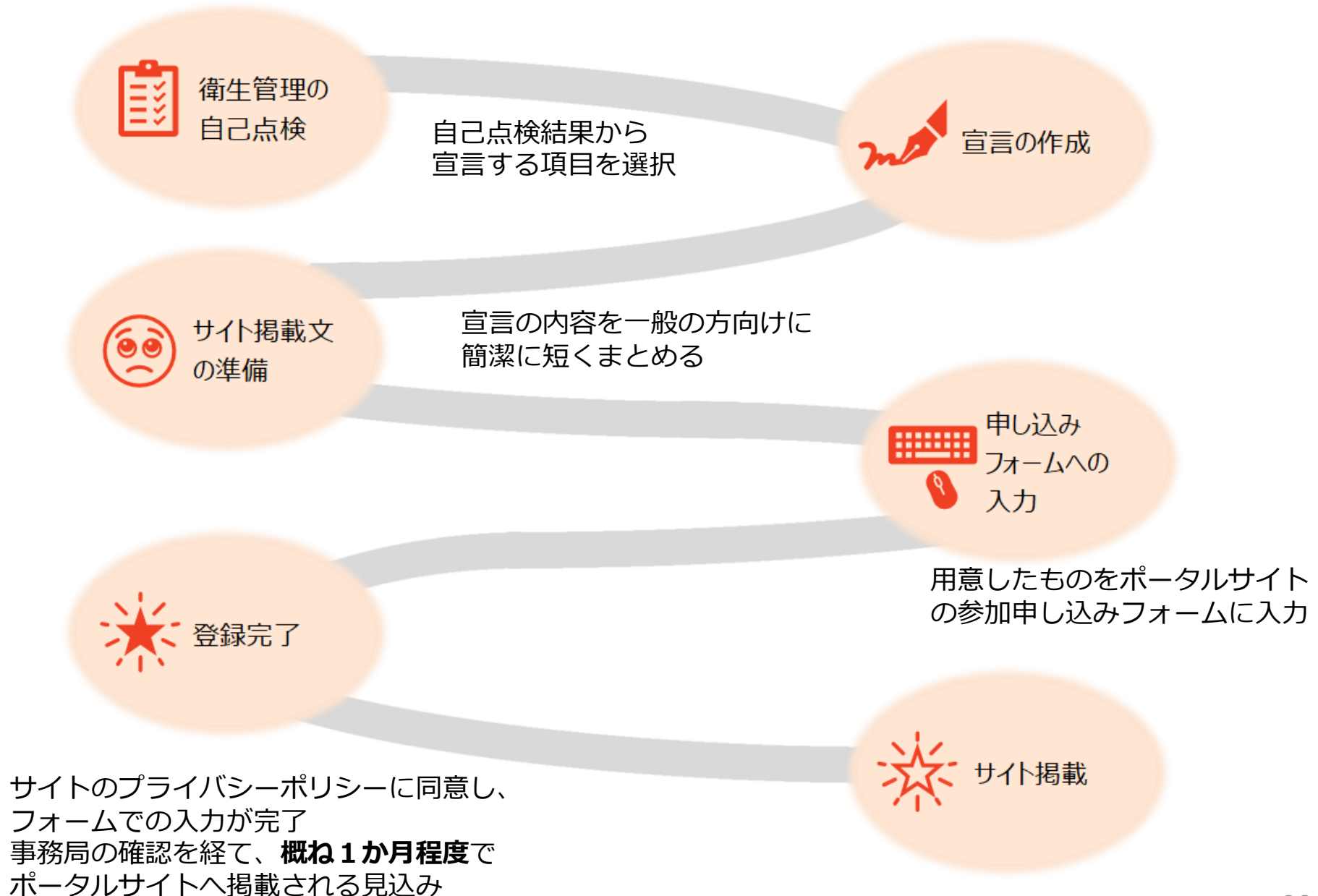


4 複数の生産者が食鳥処理場と共同してひとつの宣言を申請

(例) インテグレーターが企業の実組として、
あるいは、事業所別に申請。



宣言の申請から掲載の流れ



(参考) ポータルサイトへの掲載イメージ

企業名

株式会社コケッコファ
ム

北海道・東北 青森県 上北郡

SAFE TABLE STATEMENTへの宣言日：2025年5月08日
宣言の更新日：2025年5月08日



生産者の写真
(企業ロゴや鶏の
写真などでも可)

- ・ひとこと 鶏肉産業を通じて、食の安全、安心、健康をお客様に届けることを目指します。
- ・こだわり 飼育期間中、抗生物質や合成抗生物質を一切使用せずに鶏を育てています。自然豊かな山のふもとですくすくと育った鶏は、旨味とコクがあり、しまった肉質は素晴らしい環境から生まれています。
- ・衛生管理方針 健康で安全な鶏を生産するため、日常の衛生管理の徹底の中でも、特に以下の項目について取り組みます。

宣言の概要

実施している衛生管理の取り組み



宣言フルバージョン

企業ページへのリンク

鶏肉チキンの安全・健康宣言 フルバージョン PDF 11.5 KB

企業ホームページへ

プロジェクトの今後の予定

